

## 補助の条件

### 1 市費補助事業で設置した浄化槽について

- (1) 市費補助事業で設置した浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、当該浄化槽の使用を開始してから3ヶ月を経過した後、5ヶ月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。
- (2) 市費補助事業で設置した浄化槽は、法第11条第1項に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 市費補助事業で設置した浄化槽は常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。
- (4) 市費補助事業で設置した浄化槽は、その交付確定が通知された日から、原則7年以上は使用しなければならない。

### 2 市費補助事業で転換した雨水貯留槽について

- (1) 市費補助事業で転換した雨水貯留槽は、機能を良好に保つため次により適正な管理を行うとともに、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
  - ア 梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう雨水貯留槽内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等が堆積しないよう、定期的に点検を行うこと。
  - イ ポンプ等の定期的な点検を行うこと。
- (2) 市費補助事業で転換した雨水貯留槽は、その交付確定が通知された日から、原則7年以上は使用しなければならない。

### 3 その他

市が必要に応じて実施する市費補助事業で設置した浄化槽又は転用した雨水貯留槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。